

一般財団法人大阪建築防災センター 行動憲章

当財団は、建築災害を未然に防止するため、建築防災及び市街地の防災対策に関する諸事業を推進し、もって国民生活の安全確保に寄与することを目的としています。

私たちは、この目的を達成するため、事業運営に当たっては、次の原則に基づき、業務を誠実かつ公正に遂行します。

（法令等の遵守）

1. 私たちは、関係法令及び当財団の定款、この行動憲章その他の内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、常に公正、適正な事業の運営に努めます。

（顧客満足の徹底）

2. 私たちは、お客様に満足していただけるサービスの提供により、顧客の満足と信頼を獲得します。

（情報の開示）

3. 私たちは、事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、業務内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めます。

（情報の管理）

4. 私たちは、当財団及び顧客に関する情報及び個人情報の管理に十分注意を払うとともに、業務上知り得た情報及び個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用いたしません。

（反社会的勢力への対応）

5. 私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。

（社会貢献）

6. 私たちは、公益性のある法人として、建築防災に関する社会貢献活動を積極的に行います。

（働きやすい職場環境）

7. 私たちは、従業員の多様性、人格、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現します。

（行動憲章の徹底）

8. 経営者は、この行動憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、社内体制の整備を図るとともに、行動憲章の周知徹底を図ります。

(問題発生時の迅速かつ的確な対応)

9. 本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決に当たる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行います。